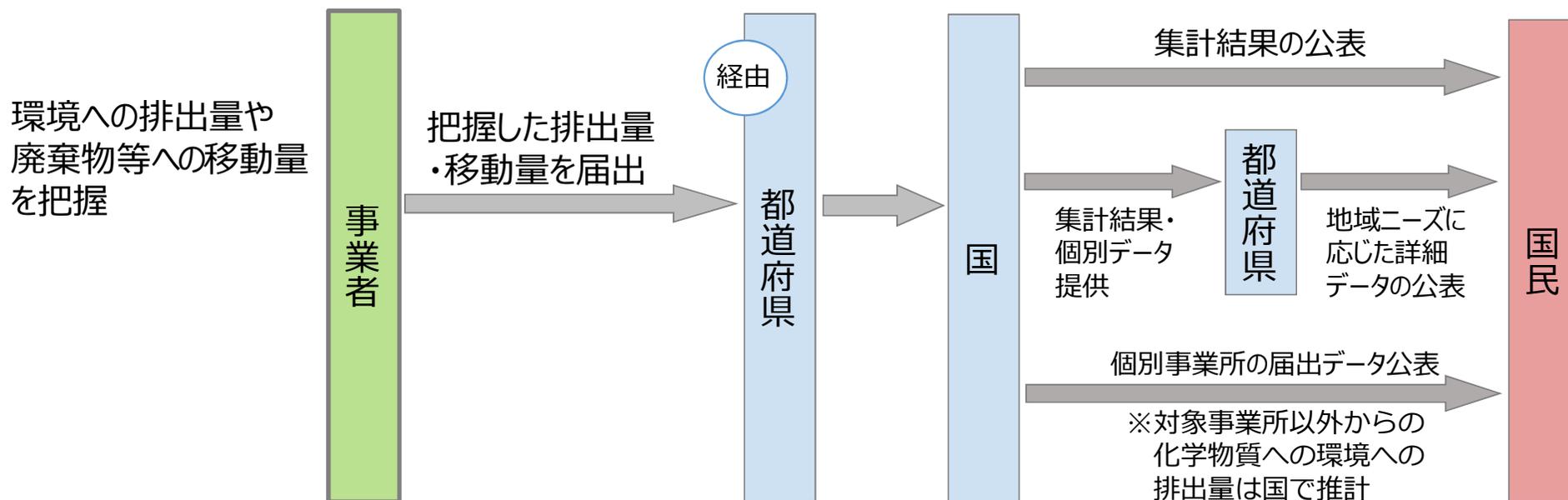


PRTR制度の流れ／届出事業者の要件



PRTR届出対象事業者の要件

- ✓ 24の業種
製造業、ガス業、燃料小売業、自然科学研究所など
- ✓ 事業所での対象物質の取り扱い量が年間1トン以上
- ✓ **特別要件施設※**
鉱山保安法上の関連施設
下水道終末処理施設
一般廃棄物処理施設／産業廃棄物処理施設
ダイオキシン類対策特別措置法上の特定施設
- ✓ 従業員数21人以上

※下水や廃棄物に含まれる化学物質の種類及び組成は把握が困難という特殊性があることから、取扱量による要件の設定が難しいという場合を考慮し、例外的に、**化学物質の測定が他法令により義務づけられている対象物質の排出量等についてのみ届出義務**を課されている

化管法施行規則改正による、特別要件施設において把握すべき事項の追加

- 水銀に関する水俣条約（平成29年条約第18号）を担保するため、平成27年に大気汚染防止法が改正され、水銀排出施設から水銀等を大気中に排出する者に、「設置時の届出」「排出基準の遵守」「**水銀濃度の測定**」の義務が課された
- 「**水銀及びその化合物**」は、化管法制定時からPRTR届出対象物質の一つであり、また、大気汚染防止法の水銀排出施設（下表）のうち、**廃棄物焼却炉等は化管法の既定の特別要件施設**に該当しており、すでに他法令により実測が義務付けられているPRTR対象物質については実測値に基づいて届出がされていることから、**水銀及びその化合物を、下水道終末処理施設及び廃棄物処理施設において排出量を把握するPRTR対象物質として追加**する

水俣条約の対象施設	大防法の水銀排出施設	化管法における状況	
		相当する対象業種	特別要件施設の該当
①石炭火力発電所	石炭専焼ボイラー	電気業、熱供給業	
②産業用石炭燃焼ボイラー	大型石炭混焼ボイラー 小型石炭混焼ボイラー		
③非鉄金属製造用の製錬焙焼工程	一次施設（銅・工業金、鉛・亜鉛） 二次施設（銅・工業金、鉛・亜鉛）	非鉄金属製造業	
④廃棄物焼却施設	廃棄物焼却炉 水銀含有汚泥等の焼却炉等	一般廃棄物処理業 産業廃棄物処分業 下水道業	○
⑤セメントクリンカー製造設備	セメントの製造の用に供する焼成炉	窯業 土石製品製造業	

- 特別要件施設における水銀及びその化合物の排出量の届出は令和5年度からとする予定

(別添) 今後のスケジュール

改正の内容		2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)
(1)	下水道法改正に伴う改正 (施行規則第4条関係)	条ズレ適用				
(2)	特別要件施設において把握すべき排出量の追加 (施行規則第4条関係)		水銀及びその化合物の排出量の令和4年度分の把握	水銀及びその化合物の排出量の令和4年度分の届出 令和5年度分の把握	令和5年度分の届出 令和6年度分の把握	令和6年度分の届出 令和7年度分の把握
(3)	対応化学物質分類名の付与 (施行規則別表関係)				令和5年度分の届出について適用	令和6年度分の届出について適用
(4)	届出様式の変更 (施行規則様式第一関係)			(令和4年度分の届出は従来の様式)	令和5年度分の届出について適用	令和6年度分の届出について適用
(5)	電子届出の通信方式としてダイヤルアップ方式の廃止 (施行規則様式第四関係)		廃止適用			
(6)	電子届出の届出期間の延長 (施行規則附則関係)		電子届出のみ7月末までに届出 (通常は6月末)			届出方法に関わらず6月末までに届出

(1)(2)(6)施行

(3)(4)(5)施行